

3 重要事項説明書

2024 年 10 月

1. 事業者

名称・所在地	特定非営利活動法人ゆう東洋医学研究所 鎌倉市手広4－7－5
電話番号	0467－33－5668
代表者	理事長 國友治久
設立年月日	平成 18 年 7 月 3 日
事業者概要	居宅介護支援 訪問マッサージ

2. 事業所の概要

事業者の種類	指定居宅介護支援事業者
指定年月日	平成 1 9 年 1 月 1 日
事業所の名称	指定居宅介護支援事業所 メディカルゆう居宅支援事業所
事業所番号	1 4 7 2 1 0 1 6 5 6
事業所の所在地	鎌倉市手広4－7－5
電話番号	0467－33－5668
管理者氏名	葛西美香
開設年月日	平成 1 9 年 1 月 1 日

3. 事業実施地域

鎌倉市、藤沢市

4. 営業時間

受付時間	平日 9：00～18：00 土日・祝日・12/30～1/3 休業 ※電話について、24 時間体制
------	--

5. 職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	居宅介護支援業務の管理	常勤兼務 1 名
介護支援専門員	居宅介護支援全般の提供	常勤 4 名 非常勤 3 名

6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. 利用料金

①利用料

居宅介護支援の費用は全額保険給付対象のため、負担金はありません。

※ ただし、保険料の滞納により法定代理受領できない場合は、一旦 1 ヶ月あたりの料金をお支払いいただき、その後保険者に対して保険給付請求することとなります。

②交通費

交通費は基本的にはいたしません。

③解約料

利用者は、いつでも契約を解約することが出来ます。解約料はいたしません。

8. 居宅介護支援に関する留意点

①アセスメントの実施

利用者の住まいを訪問し、心身の状態、環境を把握し支援ニーズの特定及び課題の把握を行う。さらに認定調査結果及び主治医意見書を入手するなどし、利用者の状態把握に努めます。また、介護保険情報として被保険者証を確認する。

②契約の締結

介護保険契約書と重要事項説明書を交付、説明し同意を得たうえで契約を締結する

③居宅サービス計画書原案作成

アセスメント結果を基に、利用者やご家族の希望を踏まえ、複数のサービス事業所を紹介し、利用者及びご家族の選択に基づいて居宅サービス計画（ケアプラン）原案を作成します。

利用者及びご家族はそのサービス原案書に位置付けたサービス事業者等の選定の理由を求めることができます。

④サービス担当者会議

居宅サービス計画書原案作成後に、利用者及びご家族を交えサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図ります。

⑤居宅サービス計画書の交付

利用者及びご家族に同意を得られた居宅サービス計画書（ケアプラン）は利用者、サービス事業者へ居宅サービス計画書を交付します。

⑥モニタリング

1 カ月に 1 回は、利用者の住まいに訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画書に基づくサービス提供がなされているか近状の聴取、確認。また利用者及びご家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画作成後も、利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

⑦給付管理業務

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理表を作成し、神奈川国民健康保険団体連合会に提出します。

⑧相談業務

- ・利用者及びご家族、サービス事業者からの連絡に随時対応し、計画変更の必要がある場合には速やかに対応します。また、必要に応じて介護保険外の福祉サービスや民間サービス等を含めた情報の提供を行います。
- ・居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等について、相談、苦情窓口となり、適切対応します。
- ・必要に応じ要介護（要支援）認定の申請についてもお手伝いします。

※居宅介護支援に関する留意点

①介護保険証の確認

住所・被保険者番号・介護度などの確認が必要な場合は、介護保険証のご提示をお願いいたします。また、記載事項の変更があった場合には、事業所や担当介護支援専門員にお知らせ下さい。

②利用者の記録や情報の管理

本事業所では、関係法令に基づき利用者の記録・情報の管理を行い利用者の求めに応じて開示します。

③24 時間体制となっています。緊急の場合は、担当ケアマネジャーの携帯に連絡してください。繋がらない場合及び土曜、日曜、祝日は、会社の電話から転送可能です。

④入院した場合は、病院の担当者に、担当事業所名、ケアマネジャーの名前及び連絡先を伝えて下さい。

⑤居宅サービス計画の作成に当たりサービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ公正中立に対応いたします。

9.研修について

事業所は、従業員の質の向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 4 回

10.秘密保持について

事業所及び事業者の従業員はサービス提供する上で知り得た利用者の情報及びご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

職員でなくなった者に、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員と雇用契約の内容とします。

11.事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情受付

メディカルゆう居宅支援事業所	管理者	葛西美香	0467-33-5668
鎌倉市 介護保険課		鎌倉市御成町 18-10	0467-61-3950
藤沢市 福祉部介護保険課		藤沢市朝日町 1-1- 2階	0466-50-3527
神奈川県国民健康保険団体連合会		横浜市西区楠町 27-1	045-329-3447

13.身体拘束等の適正化の推進

- ①事業所は、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 事業所は緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、態様・時間その際の利用者の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録します。

14.サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの理由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業員に対して暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音など無断で SNS などに掲載。

15.高齢者虐待予防について

事業者は利用者の人権・虐待の予防のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 従業員にたいして、虐待予防の啓発・普及するため研修を実施します。
- ② 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に取り組みます。
- ③ サービス利用提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待予防に関する責任者を選定しています。
虐待予防に関する責任者：管理者 葛西美香

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記の重要事項説明を行い、交付しました。

事業者名 メディカルゆう居宅支援事業所

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記の重要事項説明・交付を受け、同意しました。

利用者氏名_____

代理人または立会人

氏名_____

(続柄：)